倫理規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本デフバドミントン協会(以下「本協会」と省略する)の 関係者が遵守すべき倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本協会 の社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に生かされ るように図るとともに、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くよ うな行為の防止を図り、もって、本協会に対する社会的な信頼を確保することを目 的とする。

(規律対象者の範囲)

- 第2条 本規程において、規律の対象となる者は、役員並びにその他の本協会関係者(選手 含む)(以下「役職員等」という)であり、それぞれの定義はつぎのとおりとする。
 - (1)役員とは本協会定款第4章に規定する会長、副会長、役員及び監事をいう。
 - (2)本協会関係者とは本協会定款第2章に規定する者をいう。
 - (3)その他、本協会に関係する関係者という。

(組織の使命及び社会的責任)

第3条 本協会の役職員等は、本協会定款第1章に規定する設立目的に従い、広く公益実現 に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい 事業運営にあたらねばならない。

(社会的信用の維持)

第4条 本協会の役職員等は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・ 向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第5条 本協会の役職員等は、関連法令及び本協会の規約、倫理規程その他の内規を厳格に 遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

(役職員等の遵守事項)

第6条

- 1. 役職員等は、暴力、セクシャルハラスメントをはじめとするハラスメント行為及びドーピング等薬物乱用などの行為を絶対に行ってはならない。
- 2. 役職員等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3. 役職員等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を 利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

- 4. 役職員等は、補助金、助成金等の経理処理に関して適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。
- 5. 役職員等は、自らの社会的な立場を認識し、常に自らを厳しく律し、本協会の信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。
- 6. 役職員等は、八百長等のスポーツの結果に影響を及ぼす不正行為をしてはならない。
- 7. 役職員等は、人種、信条、性別、社会的身分、宗教、国籍、年齢、心身の障害等に基づく不合理な差別をしてはならない。

(コンプライアンス委員会の設置)

- 第7条 1. 理事会の決議により、本協会にコンプライアンス委員会を設置し、この規程 の遵守状況を監視する。
 - 2. コンプライアンス委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の決議によりこれを別に定める。

(役職員等がこの規程に違反した場合の処分)

第 8 条 役職員等が、第 6 条の遵守事項に違反する行為を行ったおそれがあるときは、 コンプライアンス委員会は直ちに調査を開始し、その結果、当該役職員等に本規 程に違反する行為があったと認められる場合は、コンプライアンス委員会の意見 を聴取したうえ、理事会の決議により相当の処分をするものとする。

(利益相反の防止及び開示)

第 9 条 本協会の役職員等は、その職務の執行に際し、協会との利益相反取引が生じる可能性がある場合には、直ちにその事実の開示、その他本協会が定める所定の手続に従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第 10 条 本協会の役職員等は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、 運営内容、財務資料等の開示を求められたときはこれに応じ、補助金等交付団体、 寄付者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第 11 条 本協会の役職員等は、業務上知りえた個人的な情報の保護に万全を期すととも に、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第 12 条 本協会の役職員等は、公益事業活動の成果の向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(その他)

第 13 条 本規程の実施に関し必要な事項等の改廃は、理事会の決議によりこれを別に定める。

附則

この規程は、2018年4月28日より施行する。 2021年4月1日一部改訂。